

また、事件の弁護を依頼することに至った経緯から述べさせていただきます。

この発端はバブル絶頂期の相続にあり、この時に延納に相続税の残額を今回の相続では債務として承継していました。延納税を完納し、1/4にも減ってしまった土地を残すことが故人の言い残した遺言でした。これが最優先事項で、解決には時間と労力、資金を必要とした大変な困難と苦痛を味わうことになりました。物事の道理とか礼儀をわきまえず、権利のみを主張し義務をなすりつける人を相手にしたためです。

相手側の家事調停では、過去に金銭で解決済みの相続も併せて遺産分割は判定する強欲さでした。双方代理人を立て話し合いに入りましたが、ごねまくって挙げ句事件を取り下げてしまいました。さらに、相手側の弁護士は辞任してしまったようです。

こちら側も発言などから信頼関係を失った弁護士を代え、信頼できる人を探そうとからやり直しました。弁護士会や自治体の法律相談を重ねその体験より、まず弁護士会を頼むことより始め、所属する小林幸与弁護士に巡り会うことができました。依頼人の話をしっかりと聞いてくれ、質問にも丁寧に答えてくれるので安心して依頼しました。

再度の家裁での調停には相手は一切出廷せず、調査官の住訪には居留守を使う体たらくでした。家裁は悪質であり解決は無理と判断し、預金、現金及び、保険等の分割が既に民事で解決している現状より、事件を取り下げ地裁での審理を示唆しました。審判に移行した場合、判例により要望した債務の分割はできなためと説明されました。

相手側が承継し黙殺していた延納税は、国税より連帯納付義務者として代理納税を求められ、納税がない場合は強制換価に移ると言われ、やむなく相手側の金も全て完納しました。これにより国税が土地に設定していた抵当権を抹消し、次に相手側の土地の持分を差押え強制競売に掛けました。しかし、予想を大幅に上回る金額で業者が落札されてしまいましたや、民事での和解により買い戻し相続を終結することができました。

このように解決には家事及び、民事での幾つもの裁判を必要としましたが、その間ずっと一緒に戦ってくれ適切な助言を頂いたことに大変感謝しています。

ちなみに、イギリスのマーガレット・サッチャー元首相は「何か言っただけいいのなら男に頼みなさい、何かやって欲しいのなら女に頼みなさい。」と言い残しています。